

令和 6 年 度

高等部入学者選抜募集要項



福島県立たむら支援学校

令和6年度福島県立たむら支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和6年度福島県立たむら支援学校高等部の入学者選抜は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）により実施する。

I 入学者募集

1 課程・学科、修業年限、募集定員

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 課程・学科 | 全日制・普通科 |
| 2 | 修業年限 | 3年 |
| 3 | 募集定員 | 15名程度 |

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という)を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

3 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、福島県立たむら支援学校で定めた教育課程による教育を行う。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、福島県立たむら支援学校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

2 出願資格

この要項で示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、福島県立たむら支援学校長に出願する。

4 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

5 出願期間

- (1) 令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。
受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
受付場所は、福島県立たむら支援学校 石崎校舎とする。
- (2) 県外から郵送により出願をする場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（角形3号の封筒にあて先を記入すること）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に福島県立たむら支援学校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第1-1号により、福島県立たむら支援学校所定の用紙による）
入学願書の配付期間は、令和6年1月11日（木）から1月12日（金）の午前9時から午後4時までとする。（特別な事情のある場合はこの限りではない）
配付場所は、福島県立たむら支援学校 石崎校舎とする。

- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号、以下「調査書」という）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
受付場所は、**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**とする。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類
（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、福島県立たむら支援学校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

7 願 書 受 付

- (1) 出願願書を受け付けた際に、受験番号、在学（出身）学校、氏名を記入した受験票（実施要綱様式第8-1号により本校において作成したもの）を交付する。
- (2) 福島県立たむら支援学校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出 願 先 変 更

出願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間及び受付場所は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
- ① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）校長を通して福島県立たむら支援学校校長に提出する。
 - ② 福島県立たむら支援学校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書（実施要綱様式第7-1号）及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7-2号）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを使い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。
なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、福島県立たむら支援学校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、福島県立たむら支援学校に受験票を返還する。

2 調 査 書

1 調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて記入する。その際、次の点に留意する。

- (1) 「受験番号」の欄は、各学校において記入する。
- (2) 「志願者」の欄については以下により記入する。
- 「卒業年月」の欄は、卒業・卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。
 - 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。
その他、志願者の学籍について特記すべき事項があればこの欄に記入する。
- (3) 「志願先」の欄には、学校名を明記する。志願学科は、それぞれの学科名を記入する。

- (4)「各教科の学習の記録」の欄は、次のように記入する。
第1～3学年の欄には、中学部又は中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。
中学部又は中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。
- (5)「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や、生徒にどのような力がついたかなどの評価について文章で記入する。
- (6)「特別活動の記録」の欄は、次のように記入する。
- ① 特別活動
各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに活動の事実を記入する。
- ② その他の活動
スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動について、活動の事実を記入する。
- (7)「自立活動の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す生徒指導要録の「自立活動の記録」に基づいて記入する。
ただし、特別支援学校及び特別支援学級出身者のみとする。
- (8)「長所・特技等の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、特に優れている点や長所及び生徒の特徴や取得資格等について、特に参考となる事項を記入する。
- (9)「出欠の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に記載した出欠の記録を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、1月末日までの状況について記入する。
- (10) 知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、前記の（4）、（6）、（7）、（8）の各事項について実施要綱様式第3号に記入して添付する。

3 入学者選抜

1 選 抜 方 法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 学力検査・面接の期日、場所、内容及び日程

(1) 期 日 令和6年3月5日（火）

(2) 場 所 福島県立たむら支援学校 春山校舎

(3) 内 容

○ B 型 学力検査（国語、数学の2教科）、作業・運動能力検査、面接

※ 中学校又は特別支援学校中学部で、原則として国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者

○ C 型 ア 自立活動の諸検査、面接

※ 中学校又は特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者

イ 自立活動の諸検査、行動観察、面接

※ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

(4) 日 程

B 型			
8：30～	8：50	20分	受付
8：50～	9：00	10分	移動、日程説明、受験上の諸注意
9：00～	9：20	20分	学力検査：国語
9：20～	9：40	20分	学力検査：数学
9：40～	10：00	20分	休憩、着替え、移動
10：00～	10：40	40分	作業・運動能力検査
10：40～	11：00	20分	休憩、着替え、移動
11：00～	12：00	60分	面接
12：00			終了（面接終了順に解散）

C 型			
8 : 3 0 ~ 8 : 5 0	2 0 分	受付	
8 : 5 0 ~ 9 : 0 0	1 0 分	移動、日程説明、受験上の諸注意	
9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	4 0 分	ア：自立活動の諸検査	イ：自立活動の諸検査及び行動観察、面接
9 : 4 0 ~ 9 : 5 5	1 5 分	(休憩、移動を含む)	イ：終了(終了順に解散)
9 : 5 5 ~ 1 0 : 2 5	3 0 分	ア：面接	
		ア：終了 (面接終了順に解散)	

3 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木) 正午以降に発表する。
- (2) **福島県立たむら支援学校 春山校舎 玄関前**にて発表し、合格者に対し、合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。
- (3) 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱様式第11号)を在学(出身)校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

4 その他必要な事項

受験する者は、入学者選抜実施日の前までに**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**で、教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、福島県立たむら支援学校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

2 出 願 資 格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願** 2 出 願 資 格」の定めるところ及び原則として下記による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 出 願 方 法

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願** 3 出 願 方 法」に定めるところによる。

4 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願** 4 併 願 の 取 扱 い」に定めるところによる。

5 出 願 期 間

令和6年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

受付場所は、**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**とする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

6 出 願 に 必 要 な 書 類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第1－2号により、福島県立たむら支援学校所定の用紙による）
配付期間は、令和6年3月14日（木）正午以降、午後5時までとする。
配付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎とする。
- (2) 調査書（実施要綱様式第2号及び第3号）
調査書は、入学願書に添付して提出する。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類
（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、福島県立たむら支援学校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。
- (6) 特別支援学校後期選抜に出願を希望する時点で、教育相談を受けていない生徒に関しては、願書配付以降に教育相談を行う。
場所は、福島県立たむら支援学校 石崎校舎とする。

7 願 書 受 付

- (1) 出願願書を受け付けた際に、受験番号、在学（出身）学校、氏名を記入した受験票（実施要綱様式第8－2号により、福島県立たむら支援学校において作成したもの）を交付する。
- (2) 福島県立たむら支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出 願 先 変 更

- 出願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情がある
と認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱様式第5－3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（又はその写し）を貼付する。
なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
 - ② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校長又は県立高等学校長は、志願者が先に出願した福島県立たむら支援学校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
 - ③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した福島県立たむら支援学校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
 - (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出 願 の 取 消 し

この要項で示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願 9 出願の取消し」に定めるところによる。

2 調 査 書

この要項で示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 調査書 」に定めるところによる。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

調査書、小論文（作文）又は自立活動の諸検査及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 検査・面接の期日、場所、内容及び日程

(1) 期 日 令和6年3月22日(金)

(2) 場 所 福島県立たむら支援学校 春山校舎

(3) 内 容

○ B 型 小論文(作文)、面接

※ 中学校又は特別支援学校中学部で、原則として国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者

○ C 型 ア 自立活動の諸検査、面接

※ 中学校又は特別支援学校中学部で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者

イ 自立活動の諸検査及び、行動観察、面接

※ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

(4) 日 程

B 型			
8:30 ~ 8:50	20分	受付	
8:50 ~ 9:00	10分	移動、日程説明・受験上の諸注意	
9:00 ~ 9:40	40分	小論文(作文)	
9:40 ~ 10:00	20分	休憩、移動	
10:00 ~ 10:40	40分	面接	
		終了(面接終了順に解散)	

C 型			
8:30 ~ 8:50	20分	受付	
8:50 ~ 9:00	10分	移動・日程説明・受験上の諸注意	
9:00 ~ 9:40	40分	ア:自立活動の諸検査	イ:自立活動の諸検査及び行動観察、面接
9:40 ~ 9:55	15分	(休憩、移動を含む)	イ:終了(終了順に解散)
9:55 ~ 10:25	30分	ア:面接	
		ア:終了 (面接終了順に解散)	

3 合格者発表

(1) 令和6年3月25日(月)正午以降に発表する。

(2) 福島県立たむら支援学校 春山校舎 玄関前にて発表し、合格者に対し合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。

(3) 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱様式第11号)を在学(出身)校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

○教育相談等に関する問い合わせ先

〒963-4398

福島県田村市船引町船引字石崎15-3

福島県立たむら支援学校 石崎校舎

電話 0247-82-4627

FAX 0247-82-4629

○提出書類の請求及び提出先

＜特別支援学校前期選抜 願書配付、願書提出先、特別支援学校後期選抜 願書提出先＞

〒963-4398

福島県田村市船引町船引字石崎15-3

福島県立たむら支援学校 石崎校舎

電話 0247-82-4627

FAX 0247-82-4629

＜特別支援学校後期選抜 願書配付＞

〒963-4315

福島県田村市船引町春山字道ノ原51

福島県立たむら支援学校 春山校舎

電話 0247-82-4114

FAX 0247-82-4119

○ 福島県立たむら支援学校 春山校舎（小・中学部）、石崎校舎（高等部）地図

